

2011年4月19日

日本疫学会 会員 各位

日本疫学会 理事会

災害に関連する疫学研究の実施について（依頼）

このたびの東日本大震災について、犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りいたします。また、被災された方々や関係者にお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、伝え聞くところによりますと、被災地では被災者の心情に十分な配慮を行わない「研究」が散見されているとのこと。このようなことは阪神淡路大震災以降の国内の災害や、諸外国の災害でも指摘されてきています。

日本疫学会の会員各位におかれましては、今回の大震災に関連する疫学研究を実施する場合においても、日本疫学会「疫学研究を実施するにあたっての倫理宣言」（2002年1月25日 <http://jeaweb.jp/rinri/sengen.pdf>）を尊重し、日本疫学会「疫学研究を実施するにあたっての倫理指針」（2006年1月22日改訂 <http://jeaweb.jp/main/shisin.html>）や国の各種倫理指針に即して疫学研究を実施していただいているとは思いますが、念のために、下記の4点についてご留意ください。

- （1）被災地における疫学研究においては、特に被災者の方々の心情に十分に配慮すること
- （2）すべてのヒトを対象とする疫学研究は学会や国の倫理指針に則して行われなければならないこと
- （3）倫理指針で免除されたものを除いて、すべてのヒトを対象とする疫学研究は研究者が所属する機関や組織の倫理審査委員会の承認が必要であること
- （4）所属する機関や組織に倫理審査委員会がない場合には、日本疫学会の倫理審査委員会を利用できること

なお、会員の皆様はご承知のことと思いますが、学会や国の倫理指針に反した研究の成果については、日本疫学会学術総会における発表や、機関誌 *Journal of Epidemiology* への論文掲載は認められないことを、念のために申し添えます。

以上